

ごみの分別徹底にご協力を!

最近、燃えるごみの中に燃えないごみ(金物や金属等)の混入が多く見られます。

このような状況が続くとコンベアーなどの機械が故障し、焼却施設の運転停止の原因となります。燃えないごみの混入を防ぐため金属探知機で検査していますが、判別が難しく混入が防げません。

ごみの分別は各家庭に配布された「家庭ごみのわけ方・出し方」に従い、きちんと分別して出してください。

【お問合せ先】

沖永良部衛生管理組合
電話 0997(92)2042
知名町役場保健福祉課
電話 0997(93)3111



金属探知機による検査・混入ごみ

食中毒に注意しましょう

最高気温32度を超える日が続き、食中毒の発生しやすい気象条件となっていることから十分に注意しましょう。

■食中毒予防の注意事項

- ①肉・魚・野菜等生鮮食品は、新鮮なものを購入しましょう。
- ②冷蔵・冷凍の必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫にいれましょう。
- ③調理する前や食事をする前には、必ず手を洗いましょう。
- ④生の肉や魚を扱ったまな板、包丁等は十分に消毒しましょう。
- ⑤加熱して調理する食品は、十分に加熱しましょう。
- ⑥弁当など調理後の食品は早めに食べ室温に長く放置しないようにしましょう。
- ⑦若齢者、高齢者及び抵抗力の弱い方は、食肉等の生食を控えましょう。

8月31日(火)は町県民税第2期の納付期限

☆税金は納期までに納めましょう。

☆納税についてのご相談はいつでも受け付けます。

☆タバコは町内で買いますよ。

【お問合わせ先】役場税務課
電話0997(93)3111(代)

国勢調査にご協力をお願いします

10月1日は、国勢調査です。国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する統計調査です。

調査結果は、国や都道府県・市町村で行う行政の基礎資料として活用されるほか、学術・教育機関、企業など幅広い分野で利用され私たちの暮らしに活かされます。

9月下旬から調査員が各家庭を訪問しますのでご協力をお願いします。

国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査e・ガイド」をご覧ください。

○国勢調査を装った不審な電話や訪問者などにご注意ください。

携帯サイトはこちら!

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

さい。国勢調査を実施するにあたって金銭の支払を求めたりすることは絶対ありません。

人権同和問題啓発強調月間!

8月は、人権同和問題啓発強調月間です。

県では、この期間中にテレビ、ラジオスポットによる啓発放送や新聞広告、じんけん

フェスタ2010の開催など、様々な人権啓発活動を集中的に実施します。

私たちの社会には、同和問題をはじめ、子どもや高齢者への虐待、女性・障害者等に関する人権問題が、依然として存在しています。

これらの人権問題を解決するためには、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、偏見や差別のない社会の実現に向けて意識を高めていくことが大切です。この機会に皆さんも身近なことから人権について考えてください。

【お問合わせ先】
県庁人権同和对策課
電話099(286)2574

8・1調査にご協力をお願いします。

毎年8月1日を基準日とし、8月から9月にかけて町内すべての農地所有者に対し、各地区農業委員が農地の所有・耕作状況・世帯員の状況について聞き取り調査を実施し、農地基本台帳の整備を行いますのでご協力をお願いします。

■農地パトロールについて
改正農地法の施行により「農業委員会は、年1回農地の利用状況調査を行わなければならない」とされています。知名町農業委員会では、8月から11月まで「農地パトロール期間」と設定し、下記の内容

について農業委員による農地パトロールを実施します。

①遊休農地・荒廃農地・耕作放棄地の実態と是正指導

②農地の無断転用の早期発見と是正指導

※農地を農地以外の用途に転用する場合は、県知事の許可が必要です。

※転用許可を受けた農地については、速やかに転用目的を実現しましょう。

※「自分の農地だから、許可や届出などしなくても自由売ったり、貸したり、倉庫や家を建ててもいい」と思っていないませんか?

それらは全て、農業委員会や県知事の許可が必要です。

■改正農地法について(抜粋)
①農地を相続等により取得した場合、農業委員会への届け出が必要です。

(農業委員会では、例えば相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合、農地の管理について地元で借り手を探すなどのお手伝いをしています。)

②農地利用集積計画の策定を円滑にするため、複数の者に共有されている農地の利用権設定(存続期間5年以内)は、共有持分の2分の1を超える同意が必要です。

【お問合わせ先】
知名町農業委員会
電話0997(93)3111